

社会福祉法人 京極町社会福祉協議会
身体拘束・虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待・障害者虐待の防止に関する基本的な考え方

当法人では、高齢者虐待・障害者虐待及び身体拘束は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき、高齢者、障害者の尊厳の保持、人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待、障害者虐待の防止と共に虐待の早期発見、早期対応に努め、身体拘束についても行わないよう務める。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、また生じる恐れのある暴力を加えること。

また、正当な理由もなく身体を拘束をすること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービスを提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒否的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者は希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 身体拘束・虐待防止委員会に関する事項

(1) 当法人では、虐待防止と身体拘束廃止の観点から、身体拘束・虐待防止委員会（以下、委員会）を設置する。

(2) 委員会は年2回以上開催し、次のことを協議する。

- ① 虐待防止指針及び身体拘束対応指針を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する
- ② 法制度の変更がある場合にはその都度職員へ周知、啓発する
- ③ 必要に応じ行動支援検討委員会の開催を検討する
- ④ 身体拘束・虐待防止に係る研修会を原則年1回実施する
- ⑤ その他、会長が必要と認める業務を行う

4. 高齢者虐待防止・障害者虐待防止及び身体拘束廃止のための職員研修に関する基本方針

当法人では、身体拘束及び高齢者虐待、障害者虐待の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、高齢者虐待防止、障害者虐待防止の徹底を図るために支援に関わるすべての職員に対し身体拘束と虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。

5. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待を発見した場合は次の通り対応する。

- (1) 虐待を発見した職員は、速やかに事業所の管理者または所属先の課長へ報告
- (2) 報告を受けた管理者及び課長は事務次長及び事務局長へ報告する。
- (3) 事務局長より会長へ報告し、把握している内容を市町村へ報告する。
- (4) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察に相談等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先する。
- (5) 虐待を発見した職員に対し、不利益な取り扱いを行わない。

6. 虐待発生時の対応に関する基本指針

虐待等に関して、その状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて原因分析と再発防止の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い必要な改善を行うこととする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会成年後見担当、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

当該指針は事業所内に掲示等するとともに、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

10. 本指針の変更及び廃止は、身体拘束・虐待防止委員会の決議により行う。

(附則)

本指針は 令和6年4月1日から施行する。